

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、豊浜町土地改良区の土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）上田井上地区）の換地計画について適當とする旨決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和8年2月20日から同年3月12日まで縦覧に供する。

令和8年2月6日

香川県知事 池 豊 人